

## 市民協働の定義について

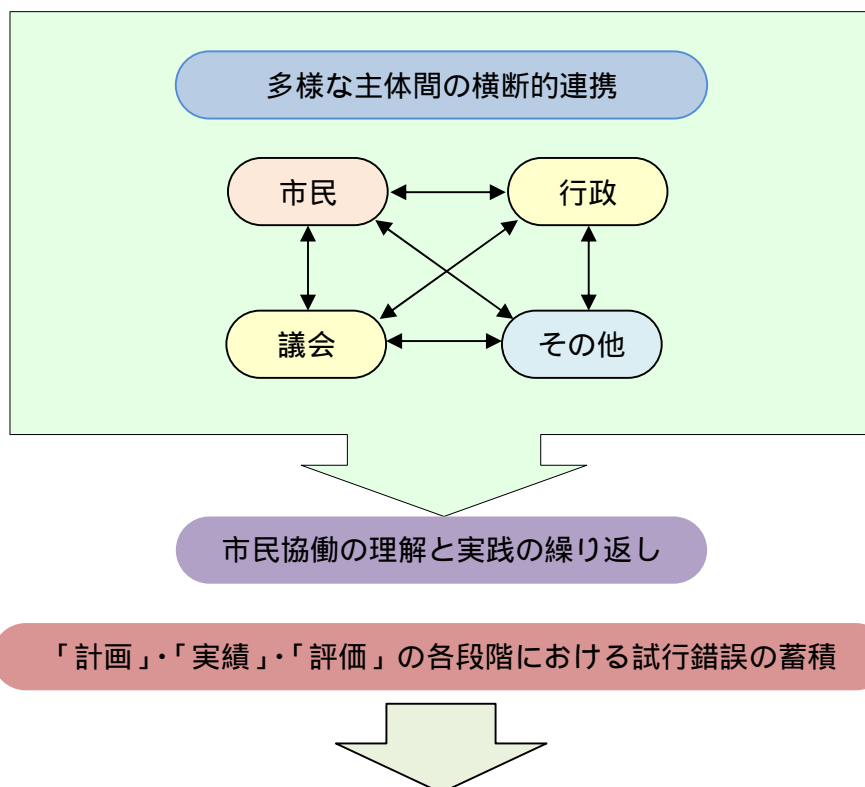
現行の緑の基本計画には市民協働についての定義・組織体系の記載がなく、今後市民協働を推進していくにあたり、きちんと整理しておく必要があるため、平成20年3月策定の「市民協働の指針」より簡潔に整理して追加します。

本市の「市民協働の指針」では、市民協働について、「あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。」としています。

あらゆる主体	「市民」	本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町会・自治会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校及びそれらに関する各種団体(経済・産業団体など)といった多様な主体をいいます。
	「議会」	船橋市議会
	「行政」	船橋市
	「その他」	上記以外(国・県・他の自治体等)

## 「市民協働」とは・・・

あらゆる主体による、市民福祉の向上に向けた取り組み



事業の効率化と実施効果の向上へ！

出典：船橋市「市民協働の指針」平成20年3月